

五百原 第2号

日高川流域

川支流

川

和歌山県 田辺市 龍神村龍神 字 五百原 地内

令和8年度

五百原県有林間伐材販売事業 仕様書

五百原県有林間伐材販売事業の概要

1 事業年度・番号 令和8年度 五百原 第2号

2 販売事業名 五百原県有林間伐材販売事業

3 販売場所 田辺市龍神村龍神字五百原地内

4 販売物品 スギ間伐材、ヒノキ間伐材

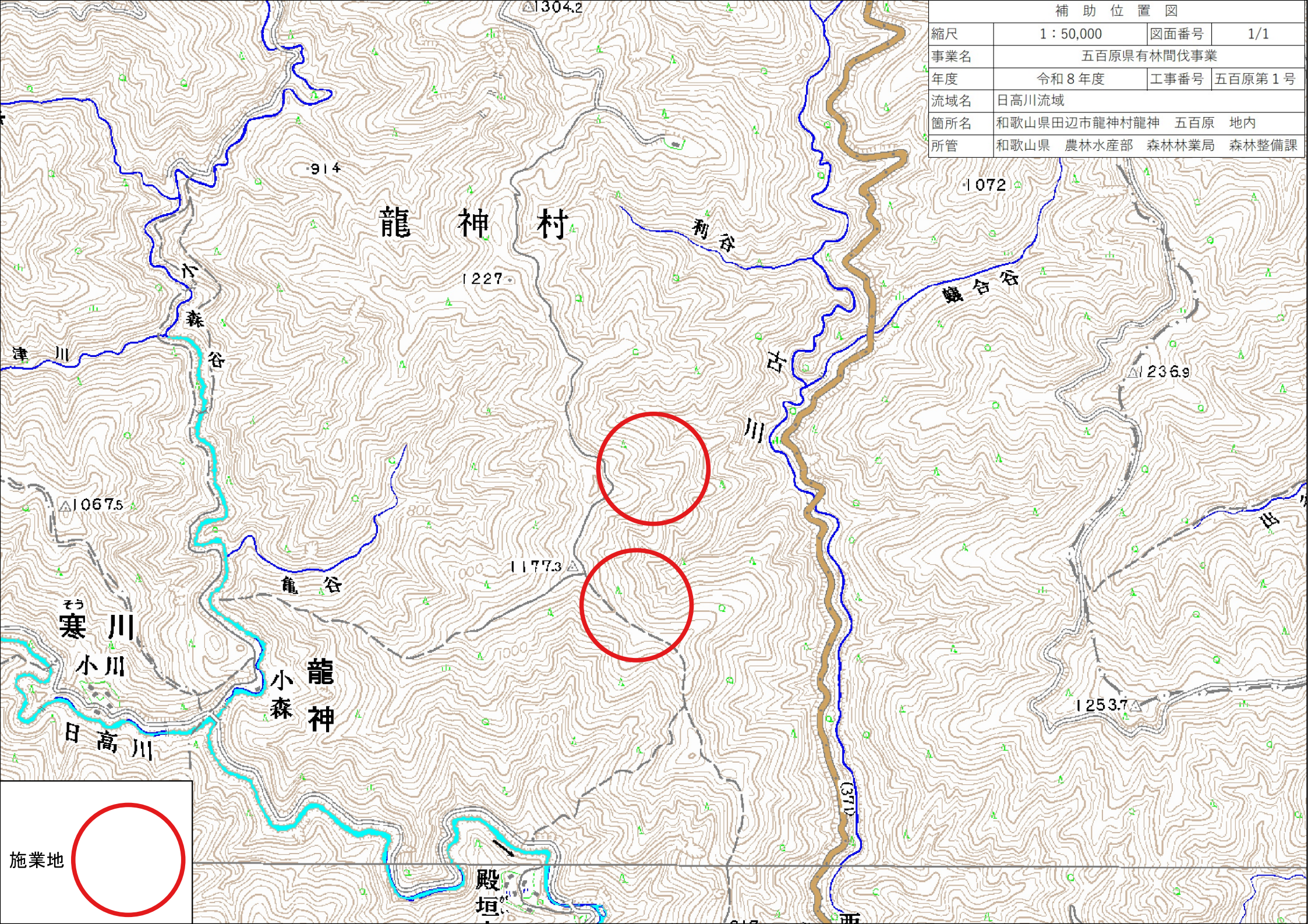
5 販売価格

6 販売期間 令和9年3月31日(水)まで

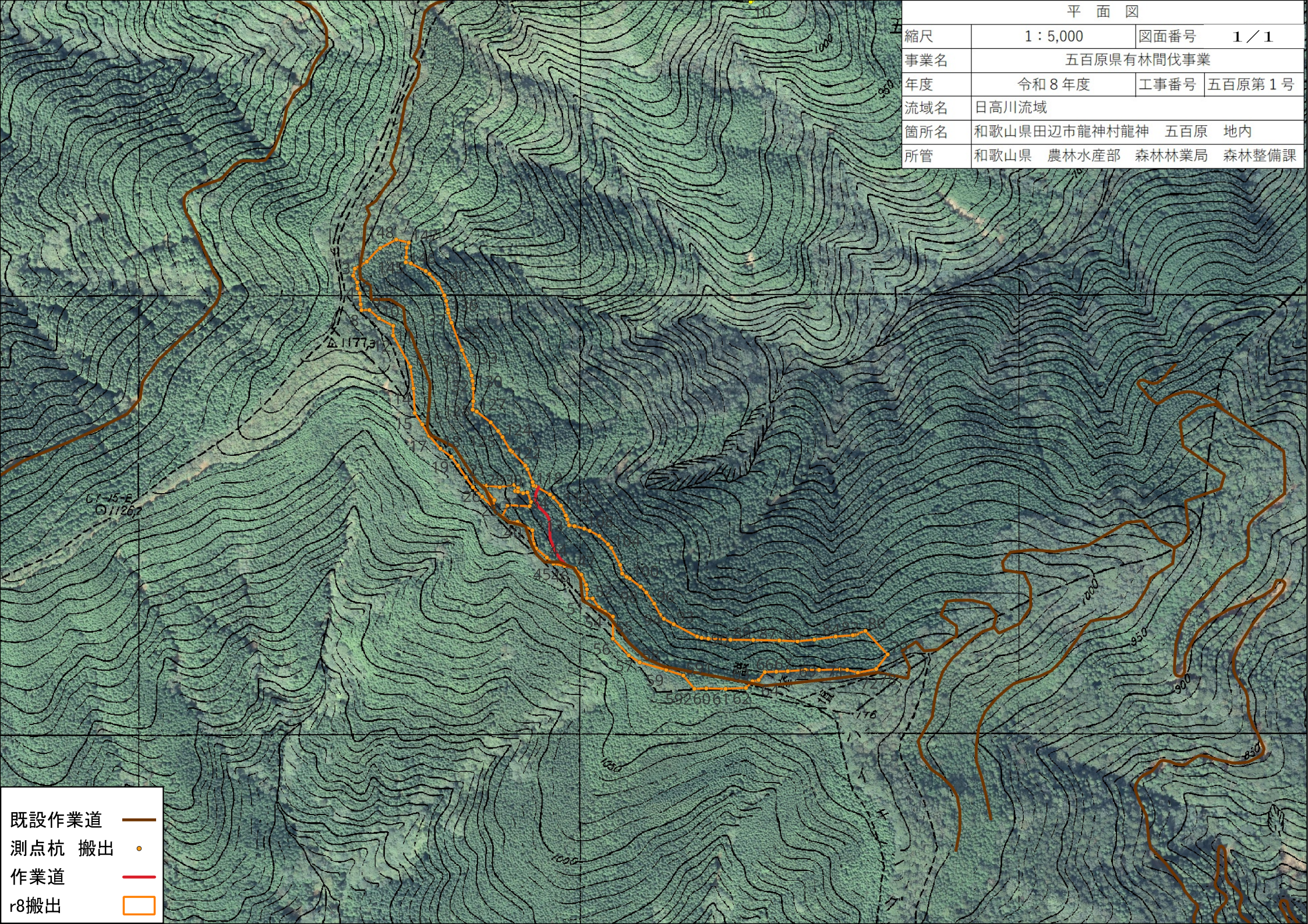
7 販売概要

内容	数量	単位	備考
間伐材の販売	令和8年度五百原第1号五百原県有林間伐事業により搬出される間伐材 スギ材積： 36.415m3 ヒノキ材積： 210.623m3		

縮尺	1 : 50,000	図面番号	1/1
事業名	五百原県有林間伐事業		
年度	令和 8 年度	工事番号	五百原第 1 号
流域名	日高川流域		
箇所名	和歌山県田辺市龍神村龍神 五百原 地内		
所管	和歌山県 農林水産部 森林林業局 森林整備課		



縮尺	1 : 5,000	図面番号	1 / 1
事業名	五百原県有林間伐事業		
年度	令和 8 年度	工事番号	五百原第 1 号
流域名	日高川流域		
箇所名	和歌山県田辺市龍神村龍神 五百原 地内		
所管	和歌山県 農林水産部 森林林業局 森林整備課		



- 既設作業道
- 測点杭 搬出
- 作業道
- r8搬出

販 売 内 訳 表

費 目	工 種	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
販売品目	ヒノキ間伐材	210.623	m3			
	スギ間伐材	36.415	m3			
販売計		247.038	m3			
税抜き販売価格						
消費税相当額		10	%			
税込み販売価格						

搬出間伐材の品質別推計表

単位:m3

想定素材径	材長	品質	ヒノキ	ヒノキ (作業道敷)	スギ	スギ (作業道敷)
18cm～	4m	合板用材	117.251	6.917	0.000	22.169
14cm～16cm	4m	合板用材	29.355	1.732	0.000	5.047
バイオマス・チップ材			52.283	3.085	0.000	9.199
計			198.889	11.734	0.000	36.415
樹種計			210.623		36.415	
総計			247.038			

※本表は令和8年度 五百原 第1号 五百原県有林間伐事業 実施のためにプロット調査を行った結果をもとに作成した、推計値である。

なお標準地から推計した値であるため、現状と大きく相違する場合がある。

五百原県有林間伐材販売事業仕様書

1 適用範囲

（１）本仕様書は、和歌山県が発注する令和８年度五百原第２号五百原県有林間伐材販売事業に係る買受者が遵守すべき標準的な事項について示すものである。

（２）本仕様書に記載のない事項については、特記仕様書で示すこととし、本仕様書に優先するものとする。

（３）本仕様書または特記仕様書に定めのないもの、またはこれによりがたい時は担当者の指示を受けるものとする。

2 販売物品名

令和８年度五百原第２号五百原県有林間伐事業（以下「間伐事業」という。）により搬出する間伐材（素材）

3 数量等

販売数量については搬出間伐事業の実施状況により増加する場合があるが、この場合にあっても、売払額の変更は行わないものとする。

令和8年度五百原第1号五百原県有林間伐事業 令和8年度五百原第2号五百原県有林間伐材販売事業 特記仕様書

1. 一般事項

- (1) 本森林整備工事の施工に際しては、図面、仕様書に示すほか、『和歌山県土木工事共通仕様書』及び『和歌山県土木工事施工管理基準』、『治山工事標準仕様書』により施工すること。

2. 工程管理

- (1) 工事の施工に際しては、契約締結後14日以内に工程表及び現場代理人等通知書を提出のうえ、監督員と工程打合せを行い、その指示に従うこと。
- (2) 毎月末の工事進捗状況を、監督員に報告するとともに、監督員が工程表を請求した場合、速やかに提出すること。また、工程管理については十分留意し施工すること。

3. 安全管理

- (1) 工事の安全管理については、関係法令、規則（労働安全衛生法、労働安全衛生法施工令、労働安全衛生規則 等）、『森林土木工事安全施工技術指針』を遵守し施工すること。
- (2) 工事施工区域内ではヘルメットの着用を徹底すること。
- (3) チェンソー、刈り払い機の使用には十分注意し、『チェンソー取り扱い作業指針』および『林業における刈り払い機使用に係る安全作業指針』を遵守すること。

4. 現場管理

- (1) 工事写真
各工種の施工状況が明確に確認できるよう撮影し、監督員の指示があればすみやかに提出できるよう、常に整理しておくこと。
- (2) 工事使用材料
工事使用材料、特に2次製品並びにこれに類するものについては、工事材料使用承認願を監督員に提出し承諾を受けること。また、その品質証明並びに納品伝票についても整理すること。

5. 留意事項

- (1) 工事の設計変更
森林整備工事請負契約書に基づき設計図書の変更を行うことがあるので、工事材料等の納品については留意すること。
- (2) 調査への協力
受注者は工事現場において、発注者が実施する歩掛けの実態調査等、必要な協力を行わなければならない。

6. 工期等

工期については、厳守すること。

- (1) 工程管理を徹底し、工事の施工が工期末に偏らないこと。また、工事完成関係書類は、全て工期内に監督員に提出すること。
- (2) 仮設、施工方法その他工事目的物を完成させるために必要な一切の手段については、契約書及び設計図書に特別な定めがある場合を除き、請負人がその責任において定めること。
- (3) 工事の着手は特別な事情がない限り、工事開始後30日以内に着手すること。

※工事完成日は、工事完成書類をすべて提出し、監督員が受理した日とする。

7. 現場代理人および主任技術者等

現場代理人は、原則として現場に常駐であること。但し、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、且つ発注者との連絡体制が確保されると認められる場合には、常駐を要しないこととすることが出来る。

8. 工事関係提出書類

「和歌山県土木工事共通仕様書」及び「和歌山県土木工事施工管理基準」に基づき工事写真等関係書類を適正に整備するとともに、提出期限は厳守すること。

なお、工事写真等関連書類等のうち、監督員を経由するものについては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとする。

9. 打ち合わせ簿の作成について

事業の実施について、書類の提出や、発注者と打ち合わせを行った場合は、打ち合わせ簿に記録し、発注者に提出すること。

10. チェーンオイルの種類について

治山事業の森林整備で使用するチェーンオイルは、環境への負荷の軽減や、水源地等環境への配慮が必要な箇所であることから、「バイオオイル（生分解性植物油）」を使用すること。

『和歌山県土木工事共通仕様書』より抜粋

第14 編 森林土木編

第6章 森林整備

第1 節 適用

1. 森林整備の材料及び施工については、第 1 編共通編及び第 14 編第 3 章山腹工によるもののほか、本章によらなければならない。なお、記載がないものについては農林水産省林野庁制定の「治山工事標準仕様書」を準用するものとする。
2. 本章は、治山事業で行う森林整備に適用するものとする。

第3 節 保育

14-6-3-3 本数調整伐、除伐

1. 本数調整伐の対象木が標示していない場合は、標準地又は、類似林分の選木状況に準じ対象木を選木しなければならない。
2. 伐倒に当たっては、対象木以外の立木を損傷しないよう注意しなければならない。
3. 伐倒木の伐採高は、おおむね地上30cm以内としなければならない。
4. 伐倒木は、かかり木のまま放置することなく、地面に引き落としてから次の作業を行わなければならない。
5. 伐倒木は、後続作業の支障とならない箇所に集積するか、集積困難なものは等高線に平行に存置しなければならない。

『森林整備保全事業工事標準仕様書』より抜粋

5-8-3-5 本数調整伐、受光伐、除伐

1. 受注者は、本数調整伐・受光伐・除伐の施工に当たり、伐採対象木が標示していない場合は、標準地又は、類似林分の選木状況に準じ対象木を選木しなければならない。
2. 受注者は、伐倒に当たっては、対象木以外の立木を損傷しないよう注意しなければならない。
3. 受注者は、かかり木はそのまま放置することなく、地面に引き落としてから次の作業を行わなければならない。
4. 受注者は、伐倒木については、必要に応じて樹幹から枝条を切り払い、樹幹を玉切りしなければならない。
5. 受注者は、伐倒木については、必要に応じて後続作業の支障とならない箇所に集積するか、集積困難なものは移動等しないよう等高線に平行に存置しなければならない。
6. 受注者は、本数調整伐・除伐においては、林分保護のため、林縁木については原則として伐採はしてはならない。

『森林土木工事安全施工技術指針』より抜粋

第2編 準備・架設・付帯工事

第5章 準備作業

第1節 一般事項

1. 一般事項

- (1) 経験を有しない作業員及び経験の少ない作業員を伐倒等の作業に就労させる場合は、作業着手前に労働安全衛生規則等に基づく安全指導を行うこと。
- (2) 作業を行う場合には、あらかじめ作業手順、作業員の配置、合図の方法等の作業計画を定め、事前に打ち合わせを行う等により周知するとともに、当該作業に当たってはその作業を指揮する者を選ぶなどして安全の確保に努めること。

2. 立入禁止

伐木、造材等の作業を行っている場所の下方で伐倒木、玉切材、枯損木等の木材が転落し、又はすべることによる危険を生ずるおそれのあるところには立ち入らせないこと。

3. 悪天候時の作業の禁止

強風、大雨、大雪等の悪天候のため危険が予想されるときは、伐木、造材等の作業を行わせないこと。

第3節 チェンソーの取扱い

1. 一般事項

- (1) チェンソーは、点検項目を定め、始業時、毎週1回、毎月1回、定期的にそれぞれの期間に応じた点検項目について、点検を行うこと。
なお、点検により異常が認められたときには、直ちに補修、その他必要な措置を講ずること。
- (2) ソーチェーンは、定期的に目立てを行い、予備のソーチェーンを作業場所に持参して適宜交換する等常に最良の状態で使用すること。
- (3) チェンソーを用いて作業を行う場合には、次の保護具を使用させること。
 - ① 防寒服、防振及び防寒のための手袋
 - ② 耳栓等の防音保護具
 - ③ チェンソー作業用防護衣
 - ④ 安全靴
 - ⑤ 保護帽、保護網、保護眼鏡
 - ⑥ その他滑り止め等必要な保護具

2. 操作時間

- (1) 日振動ばく露量A(8)が、日振動ばく露限界値(5.0m/s²)を超えることがないよう振動ばく露時間の抑制、低振動のチェンソーの選定等を行うこと。

(2) 日振動ばく露量A(8)が、日振動ばく露限界値(5.0m/s²)を超えない場合であっても日振動ばく露対策値(2.5m/s²)を超える場合には振動ばく露時間の抑制、低振動のチェーンソーの選定等の対策に努めること。

(3) 日振動ばく露限界値(5.0m/s²)に対応した1日の振動ばく露時間（以下「振動ばく露限界時間」TL という。）を算出し、これが2時間を超える場合には、当面、1日の振動ばく露時間を2時間以下とすること。

ただし、チェーンソーの点検・整備を、製造者又は輸入者が取扱説明書等で示した、時期及び方法により実施するとともに、使用する個々のチェーンソーの「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」を、点検・整備の前後を含めて測定・算出している場合において、振動ばく露限界時間が当該測定・算出値の最大値に対応したものとなるときは、この限りでないこと。

なお、この場合であっても1日のばく露時間を4時間以下とすることが望ましい。

(4) 使用するチェーンソーの「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」が把握できないものは、類似のチェーンソーの「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」を参考に振動ばく露限界時間を算出し、これが2時間を超える場合には、1日の振動ばく露時間を2時間以下のできる限り短時間とすること。

(5) 一連続の振動ばく露時間は、10分以内とすること。

3. チェンソーの選定基準

- (1) 防振機構内蔵型で、かつ、振動及び騒音ができる限り少ないものを選ぶこと。
- (2) できる限り軽量なものを選び、大型のチェーンソーは、大径木の伐倒等やむを得ない場合に限って用いること。
- (3) ガイドバーの長さが、伐倒のために必要な限度を超えないものを選ぶこと。

4. 作業の進め方

- (1) 伐倒、集材、運材を計画的に組み合わせることにより、チェーンソーを取り扱わない日を設けるなどの方法により1週間のチェーンソーによる振動ばく露時間を平準化すること。
- (2) 下草払い、小枝払い等は、手鋸、手おの等を用い、チェーンソーの使用をできる限り避けること。
- (3) 大型の重いチェーンソーを用いる場合は、1日の振動ばく露時間及び一連続の振動ばく露時間を更に短縮すること。
- (4) チェンソーを無理に木に押しつけないように務めること。また、チェーンソーを持つときは、肘や膝を軽く曲げて持ち、かつ、チェーンソーを木にもたせかけるようにして、チェーンソーの重量をなるべく木で支えるようにし、作業者のチェーンソーを支える力を少なくすること。
- (5) 移動の際はチェーンソーの運転を止め、かつ、使用の際には高速の空運転を極力避

けること。

5. 作業上の注意について

- (1) 雨の中の作業等、作業員の身体を冷やすことは、努めて避けること。
- (2) 防振、防寒に役立つ厚手の手袋を用いること。
- (3) 作業中は軽く、かつ、暖かい服を着用すること。
- (4) 寒冷地における休憩は、できる限り暖かい場所で取るように心がけること。
- (5) エンジンをかけている時は、耳栓等を用いること。

第4節 伐木・造材作業

1. 一般事項

- (1) 伐倒する木にまつわるつる類及び周囲の小径木、かん木、笹、浮石等で作業の支障となるものは必ず除去すること。
- (2) 伐倒する木の周囲の状況をよく確かめ、枝がらみ、落下の恐れのある枯れ枝や冠雪などをよく見極めておくこと。
- (3) 枯損木、かかり木については、特殊な場合を除き、必ず事前に処理すること。
- (4) かかり木が生じないよう周囲の状況をよく見極めて、伐倒の方法及び手順を決めること。
- (5) 伐倒のときに跳ね返る恐れのある木等は、よく見極めて必ず切り払うこと。
- (6) 転落の恐れのある材や浮石は、あらかじめ取り除くか、ロープ止め、歯止め等の措置を講ずること。

2. 特別教育の実施

- (1) チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理及び造材の作業を行う場合には、安全衛生特別教育規程（昭和 47 年 9 月 30 日付け労働省告示第 92 号）（以下「特別教育規程」という。）第 10 条に定める特別教育を修了した者が行うこと。
- (2) 車両系木材伐出機械及び簡易架線集材装置の運転の業務を行う場合には、特別教育規程第 8 条の 2、第 8 条の 3 及び第 9 条の 2 に定める特別教育を修了した者が行うこと。

3. 退避場所の選定

伐木の作業を行う場合には、あらかじめ、退避場所を選定し、伐倒の際には迅速に退避すること。

4. 障害物の取り除き

伐木の作業を行う場合には、それぞれの立木について、かん木、枝条、つる、浮石等で伐倒の際に危害を受けるおそれのあるものを取り除いておくこと。

5. 受け口及び追い口

- (1) 受け口の深さは、伐根直径の 4 分の 1 以上とすること。ただし、胸高直径が 70cm 以

上であるときは3分の1以上とすること。

(2) 受け口の下切り面と斜め切り面とのなす角度は、30度以上45度以下とすること。

(3) 追い口の位置は、受け口の高さの下から3分の2程度の高さとし、水平に切り込むこと。

(4) 追い口切りの切り込みの深さは、つるの幅が伐根直径の10分の1程度残るようにし、切り込みすぎないこと。

6. 伐倒合図

(1) 伐木の作業を行う場合には、伐倒について一定の合図を定め、これらの合図を関係者に周知させること。

(2) 当該立木の伐倒の作業の従事する作業員以外の作業員に、伐倒により危険を生ずるおそれのあるときは、

当該立木の作業に従事する作業員に、あらかじめ前項の合図を行わせ、他の作業員が避難したことを確認した後でなければ伐倒してはならない。

7. かかり木の処理

(1) かかり木に係る調査及び記録

① 調査及び記録、作業計画

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン(厚生労働省通達基発 0131第 1 号)」(以下「ガイドライン」という。)の6の(1)の表1又は別添1中の④伐倒対象の立木の状況(伐倒の対象となる立木の樹種・樹齢、胸高直径・樹高の状況、立木の大きさのばらつき及び立木の密度を含む。)、⑤つるがらみ・枝がらみの状況及び⑥枯損木・風倒木の状況に基づき、調査をし、その結果を記録すること。

上記の結果を踏まえ、ガイドラインの6の(3)のアの表3の2の④又は別添1の⑪に示すかかり木の処理の作業の方法に係る作業計画を定める場合には、かかり木の処理に使用する機械器具等を含めること。

② 必要な機械器具等の使用

①で定められた機械器具等を、作業現場に配置又は携行し、使用すること。

(2) 安全な作業の徹底

① 確実な退避の実施等

イ 退避場所の選定

かかり木の発生後速やかに、当該かかり木の場所から安全に退避できる退避場を選定すること。

ロ かかり木の状況の監視等

かかり木が発生した後、当該かかり木を一時的に放置する場合を除き、当該かかり木の処理の作業を終えるまでの間、かかり木の状況について常に注意を払うこと。

ハ 確実な退避の実施 かかり木の処理の作業を開始した後、当該かかり木がはずれ始めたときにはイで選定した退避場所に速やかに退避すること。また、かかり木の処理作業を開始する前において、当該かかり木により労働者に危険が生ずるおそれがある場合についても同様に退避すること。

② かかり木の速やかな処理

かかり木が発生した場合には、速やかに当該かかり木を処理するようにすること。ただし、速やかに、確実に処理することが困難である場合については、(3)に掲げる措置を的確に講ずること。

③ 適切な機械器具等の使用

車両系木材伐出機械、機械集材装置及び簡易架線集材装置（以下「車両系木材伐出機械等」という。）の使用の可否の別、かかっている木の径級、かかり木の状況により、次により機械器具等を使用すること。

イ 車両系木材伐出機械等を使用できる場合

車両系木材伐出機械等を使用できる場合においては、車両系木材伐出機械等を使用して、かかり木を外すようにすること。

また、車両系木材伐出機械等を使用する場合には、ガイドブロックを用い、安全な方向に引き倒すようにするとともに、急なウインチの操作、走行、ワイヤロープの巻取り等を行わないようにすること。

ロ イ以外の場合

(イ) かかっている木の胸高直径が 20cm 以上である場合又はかかり木が容易に外れないことが予想される場合けん引具等を使用して、かかり木を外すようにすること。また、けん引具等を使用する場合には、ガイドブロック等を用い、安全な方向に引き倒すようにするとともに、かかっている木の樹幹にワイヤロープを数回巻き付け、けん引具等によりけん引したときに、かかっている木が回転するようにすること。

(ロ) かかっている木の胸高直径が 20cm 未満であって、かつ、かかり木が容易に外れることが予想される場合木回し、フェリングレバー、ターニングストラップ、ロープ等を使用して、かかり木を外すようにすること。また、木回し、フェリングレバー、ターニングストラップ等を使用する場合には、かかっている木が安全な方向に外れるように回転させるようにすること。さらに、ロープを使用する場合には、必要に応じてガイドブロック等を用い、かかっている木を安全な方向に引き倒すようにすること。

④ かかり木処理の作業における禁止事項の遵守

かかり木の処理の作業においては、次に掲げる事項を行ってはならない。

イ かかられている木の伐倒

ロ かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒（浴びせ倒し）

ハ かかっている木の元玉切り

ニ かかっている木の肩担ぎ

ホ かかり木の枝切り

(3) かかり木を一時的に放置せざるを得ない場合の措置の徹底

かかり木をやむを得ず一時的に放置する場合については、当該かかり木による危険が生ずるおそれがある場所に誤って近づかないよう、当該処理の作業に従事する者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を縄張、標識の設置等の措置によって明示すること。

8. 材の転落防止 造材作業を行う場合には、転落し、又は滑ることにより、造材作業に従事する者に危険を及ぼすおそれのある伐倒木、玉切材、枯損木等の木材については、くい止め、歯止め等これらの木材が転落し、又は滑ることによる危険を防止する措置を講ずること。